

記載例（常用雇用労働者 40.0人以上用）

別記様式第3号（第5条関係）

障がい者雇用状況計算書		単位	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
除外率（注1）		%	%	%	%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
常用雇用労働者の数														
① 常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）（注2）		人	人	人	人	35人	35人	35人	35人	32人	32人	32人	32人	32人
② 短時間労働者の数（注3）		人	人	人	人	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人
③ 常用雇用労働者の数 [①+(②×0.5)]		人	人	人	人	55人	55人	55人	55人	52人	52人	52人	52人	52人
④ 算定の基礎となる労働者の数 [③-(③×除外率)] ※端数切り捨て		人	人	人	人	55人	55人	55人	55人	52人	52人	52人	52人	52人
障がい者の雇用者数														
⑤ 身体障がい者の数 [(⑥×2)+⑦+⑧+(⑨×0.5)+(⑩×0.5)]		人	人	人	人	4.5人	0人	4.5人	4.5人	4.5人	4.5人	4.5人	4.5人	4.5人
常用雇用労働者	⑥ 重度身体障がい者（注5）	人	人	人	人	1人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	⑦ 重度身体障がい者以外	人	人	人	人	1人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
短時間労働者	⑧ 重度身体障がい者	人	人	人	人	1人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	⑨ 重度身体障がい者以外	人	人	人	人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
特定短時間労働者（注4）	⑩ 重度身体障がい者	人	人	人	人	1人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	⑪ 知的障がい者の数 [(⑫×2)+⑬+⑭+(⑮×0.5)+(⑯×0.5)]	人	人	人	人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
常用雇用労働者	⑫ 重度知的障がい者（注6）	人	人	人	人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	⑬ 重度知的障がい者以外	人	人	人	人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
短時間労働者	⑭ 重度知的障がい者	人	人	人	人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	⑮ 重度知的障がい者以外	人	人	人	人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
特定短時間労働者	⑯ 重度知的障がい者	人	人	人	人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	⑰ 精神障がい者の数 [⑱+⑲+(⑳×0.5)]	人	人	人	人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
常用雇用労働者	⑱ 常用雇用労働者	人	人	人	人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	⑲ 短時間労働者	人	人	人	人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	⑳ 特定短時間労働者	人	人	人	人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
⑳ 障がい者の合計者数 [⑤+⑪]		人	人	人	人	4.5人	0人	4.5人	4.5人	4.5人	4.5人	4.5人	4.5人	4.5人
㉑ 実雇用率 [㉑÷④×100] ※小数点以下第3位を四捨五入		%	%	%	%	8.18%	0%	8.18%	8.18%	8.65%	8.65%	8.65%	8.65%	8.65%
障がい者の不足数 [④×法定雇用率-㉑] ※マイナスになる場合は0を記入		人	人	人	人	0人	1.37人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

*貸付期間外については記載不要

法定雇用率 2.5%

1.37人

押印不要

障がい者の不足数>0の期間は、法定雇用率を満たしていないため、利子補給対象外となります

※各月1日現在の人数等を記入すること。

令和6年3月から令和7年2月まで、各月1日現在の障がい者雇用状況は上記のとおりで相違ありません

令和7年 3月 X日

住所 新潟市～～区～～～
 氏名・商号・名称 (株)****
 代表者名（事業者） 代表取締役 ●● ●●

(宛先) 新潟市長

注1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める除外率。
 注2) 「常用雇用労働者」とは、週間の所定労働時間が20時間以上であって、1年を超えて雇用される者（見直し期間中の労働者を除く）のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者。
 注3) 「短時間労働者」とは、週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の者であり、常用雇用労働者でない者。
 注4) 「特定短時間労働者」とは、週間の所定労働時間が10時間未満の者であり、常用雇用労働者でない者。
 注5) 「常用雇用労働者」とは、障害者手帳1級又は2級の方、及び3級を複数有する方。
 注6) 「重度知的障がい者」とは、療育手帳による障がい程度が「A」とされている方、又は障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された方。